法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第三号に掲げる施設				
	自動車運行補助施設				
	その他のもの	その他のもの		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	自動車運行補助施設による検知の対象として設置するその他の線類
		地下に設けるもの	空上に設けるもの		
	占用面積一平方メートルにつき一年			一本につき一年	ルにつき一年
三、九〇〇	三、九〇〇	一、二〇〇	一、九〇〇	三、一〇〇	三九
一、七〇〇	一、七〇〇	五〇〇	八四〇	一、三〇〇	一七
一、三〇〇	一、三〇〇	三六〇	六〇〇	九六〇	三
一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一〇	五一〇	八一〇	一〇
九四〇	九四〇	二六〇	四七〇	七五〇	九

法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第三号に掲げる施設				
	自動車運行補助施設				
	その他のもの	その他のもの		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	自動車運行補助施設による検知の対象として設置するその他の線類
		地下に設けるもの	空上に設けるもの		
	占用面積一平方メートルにつき一年			一本につき一年	ルにつき一年
三、四〇〇	三、四〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	二、七〇〇	二四
一、四〇〇	一、四〇〇	四三〇	七一〇	一、一〇〇	一四
一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	五一〇	八一〇	一〇
八五〇	八五〇	二六〇	四三〇	六八〇	九
七八〇	七八〇	二三〇	三九〇	六二〇	八